

● 八千代市の有権者数 ●	
平成26年3月2日現在 (速時集計)	
男	75,387人
女	77,380人
計	152,767人



● 編集・発行 ●	
八千代市選挙管理委員会 八千代市明るい選挙推進協議会	
八千代市大和田新田312-5 ☎ 483-1151	

平成25年度

明るい選挙啓発

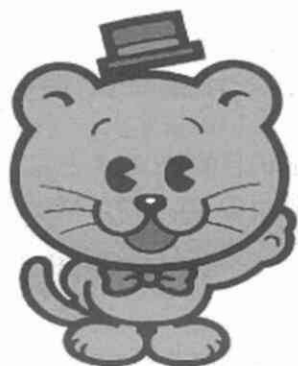
ポスター・標語作品

審査
結果

[千葉県審査分]

千葉県選挙管理委員会・千葉県明るい選挙推進協議会主催の「平成25年度明るい選挙啓発ポスター・標語作品募集」に市内の小・中学校・高等学校及び一般の方々から、多数の応募をいただき、ありがとうございました。

ポスター作品 34 点、標語作品 96 点の応募作品のうち、八千代市における第1次審査で、ポスター作品 10 点、標語作品 7 点を選出し、第2次審査が行われる千葉県選挙管理委員会へ提出したところ、ポスター作品 1 点、標語作品 3 点が入賞し、うちポスター作品の一般の部で最優秀賞を受賞しました。



ポスター作品

【一般の部 最優秀賞】

石川正良さんの作品

希望の一票が
日本の未来を支え育てる



▲受賞者の石川正良さん

受賞のコメント

2月19日に千葉県庁で行われた表彰式は欠席となりましたが、ポスター作品の制作にあたり、デザインの発想についてコメントを紹介します。『私たち国民がより幸せに暮らすための代表を選ぶ責任ある一票です。特に若い人達が夢や希望の実現に向かって世界に羽ばたき、日本の未来を明るく築くことを願いシュールに表現してみました。』と作品のコンセプトを語っていただきました。

標語作品

【小学校の部 優良賞】 みどりが丘小学校6年 春山 美優さんの作品
『投票へ 未来を変える その一票』

【高等学校の部 優秀賞】 秀明八千代高等学校3年 茅根 真依子さんの作品
『この一票で 未知なる社会の 扉を開こう』

【一般の部 佳作】 森 和代さんの作品
『その一票 あなたと未来の道しるべ』

近く予定される選挙

■八千代市議会議員選挙（平成27年1月14日任期満了）

■千葉県議会議員選挙（平成27年4月29日任期満了）

投票日や投票方法などの詳細は、今後、広報やちよなどでお知らせします。身近な市政と県政を託す人を選ぶ大切な選挙ですので棄権せず投票に行きましょう。

昨年行われた選挙

■参議院議員通常選挙（県選出）

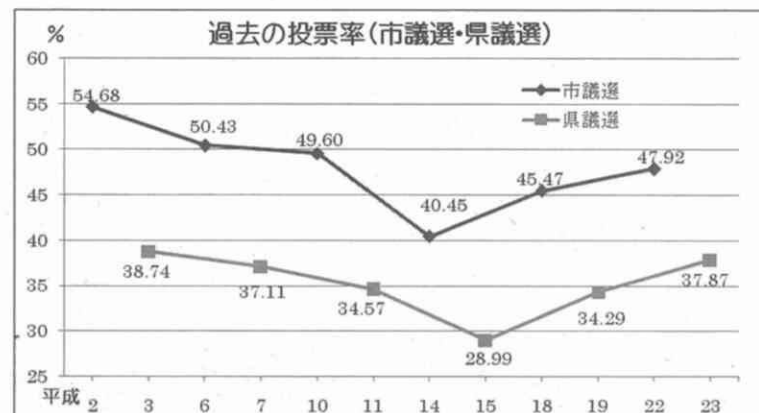
	投票日	当日有権者数	投票者数	投票率	県投票率
今回	平成25年7月21日	151,885人	77,863人	51.26%	49.22%
前回	平成22年7月11日	150,987人	84,012人	55.64%	54.85%

■千葉県知事選挙

	投票日	当日有権者数	投票者数	投票率	県投票率
今回	平成25年3月17日	149,573人	48,491人	32.42%	31.96%
前回	平成21年3月29日	147,449人	64,777人	43.93%	45.56%

■八千代市長選挙

	投票日	当日有権者数	投票者数	投票率
今回	平成25年5月26日	148,820人	62,271人	41.84%
前回	平成22年12月19日	149,755人	71,753人	47.91%



▲明るい選挙推進大会にて知事選挙の執行について県選挙管理委員会から表彰を受ける杉浦委員長

明るい選挙推進協議会の活動

「八千代市明るい選挙推進協議会」は、昭和44年に発足し、現在は60名の委員が、有権者に対し主権者としての意識の高揚を図ると共に、投票への参加及び棄権防止の呼びかけに努めており、具体的には、選挙時における街頭啓発などの活動を行っています。

■新成人に啓発冊子を配布

近年の選挙においては、全国的に特に若年層の投票率が低くなっていることを受け、新たに有権者となる新成人の皆さんが積極的に投票に参加することを願い冊子を作成し、1月13日に市民会館で行われた成人式で配布しました。



「明るい選挙」とは

有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。そして、これを進めるための行政と民間が一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

この運動の目的は、次のとおりです。

- ①選挙違反のないきれいな選挙を行うこと
 - ②有権者のみなさんが投票に参加すること
 - ③有権者が普段から政治と選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うこと
- 政治活動や選挙運動とは、区別されます。

政治家の寄附は禁止・有権者が求めることも禁止

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

禁止されている寄附（例）

- ×お歳暮、お年賀
- ×入学祝、卒業祝
- ×病気見舞い
- ×秘書等が代理で出席する場合の結婚祝、香典
- ×葬式の花輪、供花
- ×落成式、開店祝の花輪
- ×町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
- ×お祭りへの寄附や差入
- ×地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入



政治家は有権者に寄附を贈らない。
有権者は政治家に寄附を求めない。
政治家から有権者への寄附は受け取らない。